

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条から第34条第6項 省略</p> <p>7 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年<u>2.7パーセント</u>の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第35条から第36条第2項 省略</p> <p>3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合には、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年<u>2.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第37条から第41条第2項 省略</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年<u>2.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>第42条から第45条第2項 省略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条又は第42条の2の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年<u>2.7パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>第45条第4項から第50条 省略</p>	<p>第1条から第34条第6項 省略</p> <p>7 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年<u>2.8パーセント</u>の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第35条から第36条第2項 省略</p> <p>3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合には、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年<u>2.8パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。</p> <p>第37条から第41条第2項 省略</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年<u>2.8パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。</p> <p>第42条から第45条第2項 省略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条又は第42条の2の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年<u>2.8パーセント</u>の割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>第45条第4項から第50条 省略</p>